

環境ビジネス研究会報告書

～ 環境と経済の統合に向けて～

平成 14 年 8 月

環境省

はじめに

地球環境問題への対応や循環型社会の形成を始めとした今日の環境問題を解決し、「持続可能な社会」を実現していくためには、国、地方公共団体、事業者、国民、民間団体といった社会のあらゆる主体がそれぞれの役割を発揮し、自らの行動をより環境への負荷の少ないものへと変えていくとともに、既存の社会経済システムを変革し、環境配慮の組み込まれたものにしていくことが必要です。これを産業活動の面から見ると、環境と経済の統合を図るため、あらゆる産業活動へ環境配慮の組み込みを目指すと同時に産業活動そのものを環境問題の解決に資するようなものへと変えていく、産業のグリーン化が求められています。

このような考えは、政府部内でも共通の考え方になっており、内閣総理大臣主催の「21世紀「環の国」づくり会議」では、従来型の社会経済システムを変革し、経済活動で使用される資源はできるだけ少なく、かつ循環的に使用するとともに、経済発展の内実を量的拡大から質的向上に変えていくべき等活発な議論が行われ、平成13年7月10日に、企業の環境経営の促進、地域からの環境産業革命、環境制約を新たな成長要因に転換する技術開発等について提言がなされました。

また、経済財政諮問会議が取りまとめ、平成14年1月に閣議決定された「構造改革と経済財政の中期展望」では、循環型経済社会に向けた対応により、民間の技術開発や製品開発の活発化、新たなビジネスモデル形成が促され、新規需要や雇用が創出されるとともに、環境問題への対応から生まれた日本の技術・ノウハウ・製品等が、世界のモデルとなり得ることが述べられています。

さらに、平成14年版環境白書では、環境負荷の少ない社会経済システムの構築に向けて市民・企業の取組が大きく変化し、環境関連の市場が拡大しているとの分析を行い、持続可能な社会づくりが動き始めているとの認識を示しています。

こうした動きを踏まえて、環境省では、環境ビジネスに関連する企業等の経営トップの方々より、環境ビジネスの実情や環境ビジネスを普及促進して行くための課題や行政に対する期待について、率直な意見や提案をいただき、今後の環境ビジネスの一層の促進策を検討することを目的として、平成14年4月から「環境ビジネス研究会」(座長 山本良一 東京大学国際・産学共同研究センター長)を設置し、環境大臣以下環境省関係者の出席により、6回にわたり研究会を開催し、15社から貴重な意見や提案をいただきました。

この報告書は、これらのヒアリングを踏まえた環境ビジネスの促進方策についての検討結果を取りまとめたものです。環境省としては、今後この成果を踏まえて、環境ビジネスの一層の促進、ひいては環境と経済の統合に向けて、具体的な施策の展開を図っていきます。

目 次

第1章 環境ビジネスの意義と現状	
1. 環境ビジネスの意義	1
2. 環境ビジネスの現状	1
(1) わが国におけるEBCビジネスの市場規模調査(平成12年) ...	1
(2) 企業の取組の変化	4
第2章 環境ビジネスの振興策	
1. 環境省のこれまでの取組	6
2. 環境ビジネスの振興に向けた課題と施策	8
(1) 情報交換・整備	8
(2) エコプロダクツの市場形成、普及促進	10
(3) 地域資源を活用した環境ビジネスの振興	13
(4) 海外への環境ビジネスの積極的な展開	14
おわりに	15

第1章 環境ビジネスの意義と現状

1. 環境ビジネスの意義

産業活動を通じて、環境保全に資する製品やサービス（エコプロダクツ）を提供したり、社会経済活動を環境配慮型のものに変えていく上で役に立つ技術やシステム等を提供しようというのが環境ビジネスです。

環境ビジネスは、環境保全への取組の積極性や事業内容から見て日本の経済社会構造をグリーン化する大きな推進力となると同時に、環境に優しい製品やサービスの活用を通して、人々のライフスタイルそのものをより環境負荷の少ない持続可能なものへと変えていく可能性を開くものです。

環境基本計画においても「環境ビジネスは、各主体の環境保全のための取組の基盤の整備に資するものとして、環境への負荷の少ない持続可能な社会の形成に重要な役割を担うものであり、積極的な展開が期待される。」と述べられており、環境ビジネスの振興・発展は、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指す上で、極めて重要な役割を果たすものと言えます。

さらに、環境ビジネスは、現在低迷している我が国の経済の活性化を図り、国際競争力を強化すると同時に雇用の確保を図る上で大きな役割を果たすものでもあります。こうした認識から、本年6月の経済財政諮問会議の経済活性化戦略においても、環境ビジネスの振興が大きな柱の一つとして位置付けられ、政府全体としてその積極的な推進を図ることとされています。

2. 環境ビジネスの現状

(1) わが国におけるエコビジネスの市場規模調査（平成12年）

環境省では、平成12年に“The Environmental Goods & Service Industries (OECD, 1999)”のエコビジネスの分類に従い、平成9年及び平成22年のエコビジネスの市場規模及び雇用規模について調査を行いました。

ここでいうエコビジネスは、「『水、大気、土壌等の環境に与える悪影響』と『廃棄物、騒音、エコ・システムに関連する問題』を計測し、予防し、削減し、最小化し、改善する製品とサービスを提供する活動」から構成されるものであり、この調査では、これらエコビジネスに該当すると考えられる各ビジネスについて、各種データより平成9年の市場規模を算出するとともに、過去のトレンドや廃棄物減量化目標などの政府計画などから平成22年の市場規模を推計しました。

雇用規模については、各種データから各業界の労働生産性（金額/人）を推計し、それぞれの市場規模に労働生産性の逆数を掛けて算出しました。

その結果、エコビジネスの市場規模は、平成9年現在24兆7千億円で、わが国の国内生産額の2%強を占めることが分かりました。また、平成22年時点の将来予測としては、40兆1千億円に達し、年平均伸び率3.7%の成長産業になると推計されました。中でも循環型社会を支える廃棄物処理・リサイクル関連ビジネスが約50%を占めることが注目されます。

また、雇用規模については、平成9年では69万5千人であり、平成22年時点では86万7千人に増加するという推計結果が得られました。

燃料電池自動車など当時から将来的な技術開発及び普及が期待されつつもデータが不足していた分野については、この調査では推計していません。さらに、近年のエコビジネスの急速な広がりを考慮すれば、市場規模及び雇用規模はさらに大きくなると予想されています。このため、環境省では、エコビジネスの市場規模について新たな試算を今年度において実施し、その結果を広く公表する予定です。

表1 エコビジネスの市場規模及び雇用規模の推計結果

	平成9年	平成22年	年平均伸び率(%)
市場規模(億円)	247,426	400,943	3.7
雇用規模(人)	695,145	867,007	1.7

表2 わが国のエコビジネス市場規模の現状と将来予測についての推計

エコビジネス	市場規模(億円)		雇用規模(人)	
	平成9年	平成22年	平成9年	平成22年
A.環境汚染防止	142,140	188,430	311,258	340,350
装置及び汚染防止用資材の製造	13,475	17,860	22,346	21,893
1.大気汚染防止用	3,052	3,660	4,826	4,286
2.排水処理用	9,824	10,828	15,550	12,593
3.廃棄物処理用	89	387	201	611
4.土壌、水質浄化用(地下水を含む)	15	2,408	24	2,962
5.騒音、振動防止用	142	104	254	145
6.環境測定、分析、アセスメント用	352	473	1,491	1,295
7.その他	-	-	-	-
サービスの提供	86,098	103,607	246,005	256,139
8.大気汚染防止	-	-	-	-
9.排水処理	9,569	12,111	8,575	7,991
10.廃棄物処理	73,904	85,202	226,174	231,496
11.土壌、水質浄化(地下水を含む)	356	3,225	1,290	5,223
12.騒音、振動防止	-	-	-	-
13.環境に関する研究開発	-	-	-	-
14.環境に関するエンジニアリング	-	-	-	-
15.分析、データ収集、測定、アセスメント	2,197	2,186	9,517	9,469
16.教育、訓練、情報提供	21	348	133	806
17.その他	51	534	316	1,154
建設及び機器の据え付け	42,567	66,964	42,906	62,318
18.大気汚染防止設備	0	59	0	72
19.廃水処理設備	33,942	57,884	30,515	52,040
20.廃棄物処理施設	7,196	6,421	11,107	7,868
21.土壌、水質浄化設備	-	-	-	-
22.騒音、振動防止設備	1,429	2,599	1,285	2,337
23.環境測定、分析、アセスメント設備	-	-	-	-
24.その他	-	-	-	-
B.環境負荷低減技術及び製品 (装置製造、技術、素材、サービスの提供)	2,256	5,464	3,516	8,774
1.環境負荷低減及び省資源型技術、プロセス	0	2,500	0	5,747
2.環境負荷低減及び省資源型製品	2,256	2,964	3,516	3,027
C.資源有効利用 (装置製造、技術、素材、サービス提供、建設、機器の据え付け)	103,031	207,049	380,371	517,883
1.室内空気汚染防止	-	-	-	-
2.水供給	288	1,051	337	1,710
3.再生素材	37,451	88,506	87,081	169,119
4.再生可能エネルギー施設	1,690	7,109	6,302	11,946
5.省エネルギー及びエネルギー管理	7,560	24,949	12,619	25,777
6.持続可能な農業、漁業	-	-	-	-
7.持続可能な林業	-	-	-	-
8.自然災害防止	-	-	-	-
9.エコツーリズム	-	-	-	-
10.その他(自然保護、生態環境、生物多様性等)	56,041	85,434	274,032	309,330
総計	247,426	400,943	695,145	867,007

注1：Aの中で「装置及び汚染防止用資材の製造」と「建設及び機器の据え付け」とに分けて推計することが困難であるものが存在する。そこで、装置単体のみ発注され则认为られるものは「装置及び汚染防止用資材の製造」に、プラントとして発注され则认为られるものは「建設及び機器の据え付け」に分類した。

2：データ未整備のため「-」となっている部分がある。

3：平成9年の市場規模に関して、一部、平成8年のデータを使用しているものがある。

資料：環境省

(2) 企業の取組の変化

近年、企業の環境に関する考え方は、環境に関する取組を社会貢献の一つではなく、企業の最も重要な戦略の一つとして位置付けるなど、より積極的なものへと変化しています。

こうした変化の背景として、ISO14001 認証取得の広がり、環境報告書・環境会計の取組の普及、グリーン購入の進展などが進んだ点を挙げることができます。環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001 について、わが国における認証取得件数は、平成14年6月末現在で約9千件となっていますが、これは、企業経営者に環境保全の取組について考える機会を提供し、トップダウンの意識改革をすすめる契機となるものです。

また、グリーン購入に取り組む団体数やエコプロダクツの販売額の増加により、製品やサービスの供給者となる企業においてもグリーン調達を実施されるようになってきているほか、グリーンコンシューマーと呼ばれる環境に配慮した商品や店を選ぶ消費者や、投資を行う際に企業の環境配慮行動を考慮するグリーンインベスターといわれる投資家が現れ始めたことも、企業の環境への積極的な取組を促すことにつながっています。

さらに、最近の「地球温暖化対策の推進に関する法律」等の法制度や計画などの中には、企業の自主的な

図1 ISO14001 審査登録件数の推移

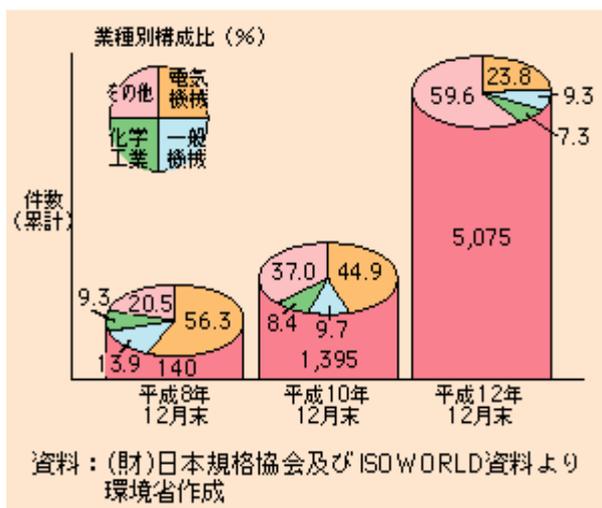
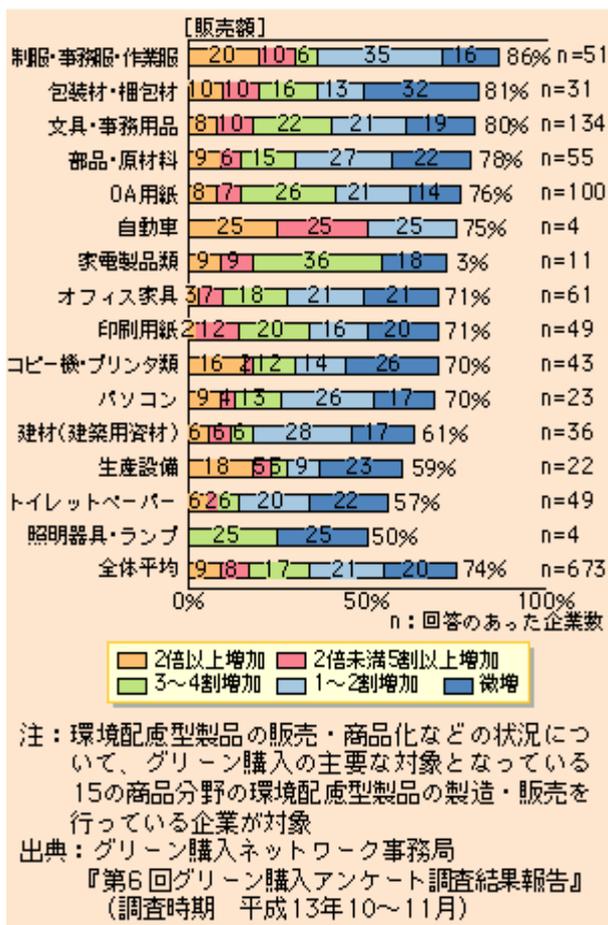


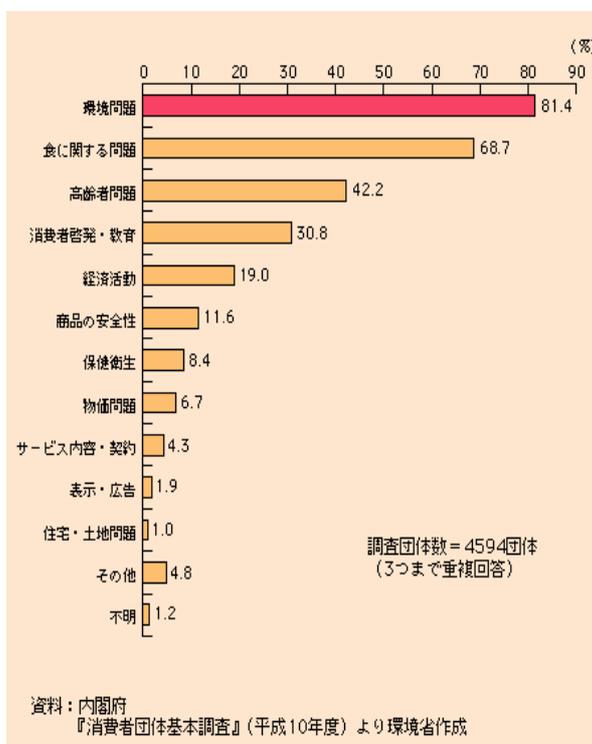
図2 環境に配慮した商品の販売額の増加状況(1,2年前に対し)



環境保全活動を積極的に位置付けたものも多くあり、これに対応したビジネスが見られるようになったことも挙げることができます。

このように、企業を取り巻く市場、市民、政府の意識や取組の変化といったさまざまな要因により、確実に環境とビジネスの関わりが深まっており、企業自らの考え方や具体的な取組が大きく変化し、環境ビジネスの市場規模の急激な拡大が期待されます。

図3 消費者団体の関心事項



第2章 環境ビジネスの振興策

環境ビジネスは、環境への負荷の少ない持続可能な社会作りにつながると同時に、経済面でみても新たな技術革新や雇用創出につながり、我が国の経済活性化・国際競争力の確保に資するものです。このように、環境ビジネスは、環境と経済の統合を図る上で、その中核的役割を担うものです。こうした認識の下、これまで6回にわたって「環境ビジネス研究会」で議論進めてきたところであり、その結果を踏まえ、環境省として積極的な施策展開を進めます。

1. 環境省のこれまでの取組

環境ビジネスは、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資するとともに、今後の主要な成長分野の一つと見込まれる分野であり、日本経済の活性化、新たな雇用の創出の切り札にもなり得るものです。

環境政策の進展は、多かれ少なかれ、それに対応した新たなビジネスチャンスにつながるものであり、環境規制の強化や助成等の促進施策の実施等これまでの環境省の取組は環境ビジネスと様々な関わりを持ってきました。例えば、1970年代の自動車排ガス規制の強化に対応した技術開発により、我が国の自動車業界における環境対策技術も飛躍的に進展し、国際競争力の強化につながったところです。また、最近では、廃棄物・リサイクル行政の進展に伴い、循環型産業が急速に拡大していることも例にあげられます。

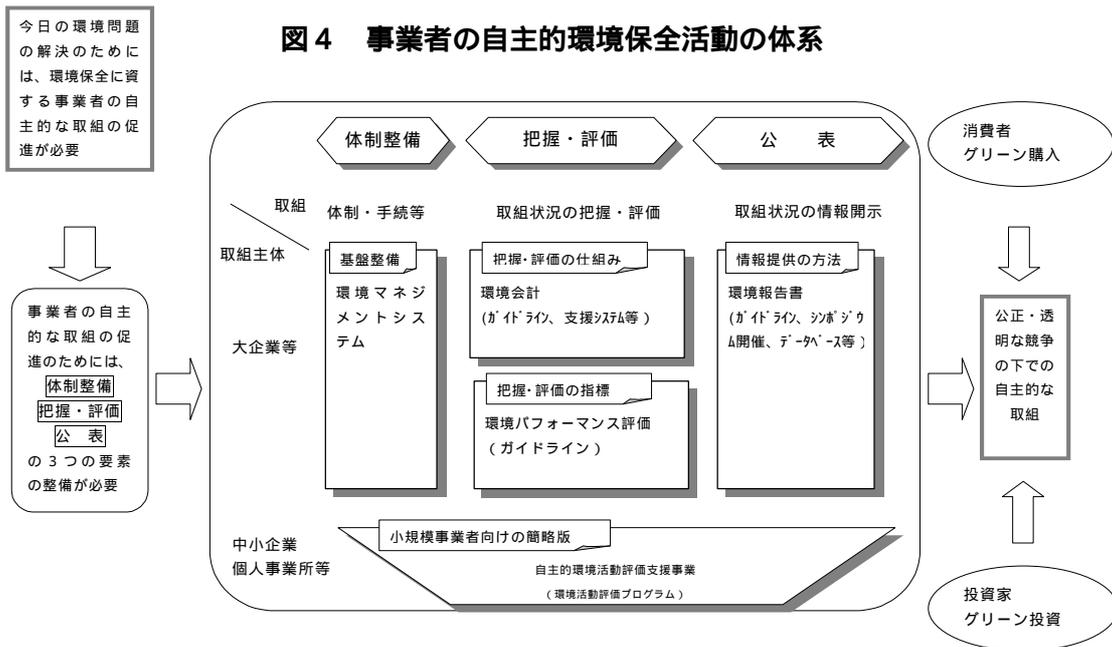
このほか、産業活動の主体である企業等の活動に環境配慮を織り込んでいくため、事業者の自主的な環境保全活動の促進事業として、環境マネジメントシステム規格の普及、環境会計システムの確立、環境パフォーマンス指標の確立、環境報告書の普及、環境活動評価プログラムの普及等を展開しています。近年は、個別産業のグリーン化に焦点を当てた検討も進めており、昨年度は、金融業界における環境配慮行動に関する調査研究を実施しました。

表3 近年の環境法規制とエコビジネスの例

年代	環境法規制等	エコビジネスなどの主な動き
平成4	モントリオール議定書の改定（CFCの削減前倒等） 自動車NOx法 制定	オゾン破壊係数“ゼロ”冷蔵庫など脱CFCの技術開発が進む 低燃費と低NOx法排出を両立させたリーンバーン（希薄燃焼）エンジン及び三元触媒の開発普及
平成6	気候変動に関する国際連合枠組条約 発効 国連大学がゼロエミッションを提唱	電機メーカー、自動車メーカーなどの省エネ技術開発が加速 自動車・電機・ビールメーカーなどでのゼロエミッションの取組が始まる
平成8	ISO 14001認証制度	ISO 14001認証取得支援サービス、LCA支援ビジネス、環境報告書作成支援ビジネスなどがおこる
平成9	廃棄物処理法改正（マニフェスト制度の見直し等）	リサイクル・廃棄物処理支援ビジネスが加速される
平成10	バイオレメディエーション環境影響評価指針の公表	バイオレメディエーション技術の開発促進
平成11	省エネルギー法改正、地球温暖化対策推進法の施行 化学物質排出把握管理促進法公布	太陽電池、燃料電池関連の技術開発の進展 電機メーカーなどによる化学物質管理システムの開発
平成12	ダイオキシン類対策特別措置法施行 容器包装リサイクル法完全施行 グリーン購入法公布 建設リサイクル法公布 食品リサイクル法公布 気候変動枠組条約第6回締約国会議（COP6）開催	ダイオキシン対応型ゴミ焼却施設の改修・新規設置が進む 容器包装リサイクル法対応支援ビジネスの促進 環境配慮型製品の市場への普及が加速 大手ゼネコンを中心にゼロエミッションへの取組が起こる 生ごみ処理ビジネスが加速化される 排出量取引ビジネスが目立ちはじめ
平成13	家電リサイクル法施行	廃棄物処理・リサイクル関連のコンサルタントビジネスが盛んになる

資料：平成 14 年版環境白書より

図4 事業者の自主的環境保全活動の体系



2. 環境ビジネスの振興に向けた課題と施策

(1) 情報交換・整備

環境省と企業等との意見・情報交換の場の設置

【基本的考え方】

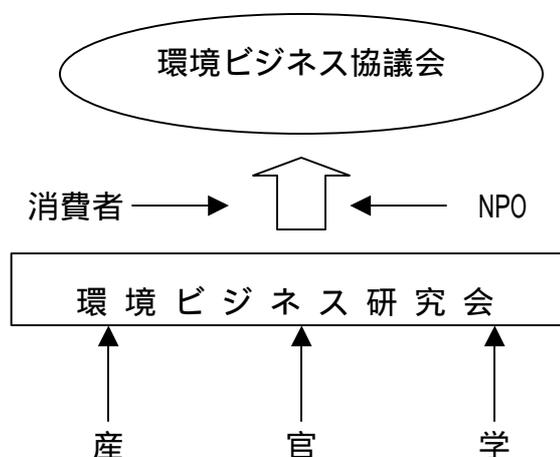
6回にわたって開催された環境ビジネス研究会は、環境省内部の研究会との位置付けでしたが、省内の意識改革に留まらず、講師として参加された企業からも環境省への提言、交流の場となったとの評価をいただきました。研究会では、参加企業から、情報交換の機会が不足している、国の環境ビジネス振興施策が不明瞭などの指摘があり、環境ビジネスの振興に向けて、こうした意見交換の場を引き続き設け、取組を効果的に発展させることが重要な課題となっています。

【今後の施策展開】

このため、環境省は、本年9月以降研究会を再開し、環境ビジネスを展開する中小企業及びベンチャー企業の経営者等を講師に招き、環境ビジネスの実情や課題、行政への要望等についての率直な意見交換・貴重な情報交換を通じて今後の施策に反映させていきます。

さらに、平成15年度には、研究会を発展的に解消し、企業のみならず消費者・NPOと連携して恒常的な意見交換を行う場として「環境ビジネス協議会」を設置する予定です。協議会の構成員は、積極的に環境ビジネスを展開している企業、消費者の視点からグリーンコンシューマー運動などの環境保全活動を展開しているNPO等が考えられ、協議会での議論を通じて恒常的な情報交換を行う中で、今後の環境ビジネスの具体的、効果的な振興策を検討していきます。

図5 環境ビジネス協議会イメージ図



環境ビジネスに係る調査・研究の充実

【基本的考え方】

現状では、エコプロダクツについての市場のニーズが不透明な中でエコプロダクツを販売、提供しており、その解消のためには、市場規模や投資に係る基礎情報を整備し提供することが必要との指摘があります。環境ビジネスを今後一層振興していくためには、個別の振興施策の実施と同時に、個別のビジネス分野の基礎となる市場規模の動向等の調査を実施し、実際に情報の提供を積極的に行うことにより企業等の環境ビジネスへの参入を支援していくとともに、環境ビジネスへの投資を促進するための基盤整備を進めることが必要です。

【今後の施策展開】

第1章でも紹介したとおり、環境省では平成12年に「我が国のエコビジネスの市場規模及び雇用規模の推計結果」を公表しました。他にも様々な推計がなされてきましたが、この数年間で環境に関する認識が深まってきたことや環境ビジネスとして捉えるべき領域に変化が生じてきていること等を踏まえ、国内の環境ビジネスに関する市場規模及び雇用規模について詳細な調査を平成14年度に実施します。本調査においては、前回調査と今回調査時における環境ビジネスの捉え方について、欧米等の諸外国での環境ビジネスの捉え方を参考にし、その違いを明確にし、「環境ビジネス」の範囲をより適切に設定します。併せて、環境ビジネスの普及によって、例えばCO₂排出削減効果など環境負荷低減効果の予測など、環境ビジネスの市場規模予測とリンクした環境負荷低減予測についても調査対象に入れることを検討します。さらに、本調査で得られた市場規模やその推計結果については、国内はもちろん、海外へもインターネット、国際会議、マスメディア等を通じて積極的に情報発信していきます。また、平成15年度には、アジア地域を中心とした海外の環境ビジネスの市場規模についても調査を実施します（調査の内容は「(4)海外への環境ビジネスの積極的な展開」に後述）。

さらに、環境ビジネスへの投資を促進するため、平成13年度に実施した国内外の金融機関等の取組を調査した「金融業における環境配慮行動に関する調査研究」に続き、平成14年度には環境に配慮した金融商品に対する市場のニーズについて投資家や預金者等の視点から調査研究を行います。平成15年度には、これらの調査研究の成果を踏まえて、融資業務、投資業務、保証業務の視点からどのような環境配慮が市場のニーズに合致し、どのような環境配慮手法が有効な手法であるかを提示するとともに、「UNEP FI（国連環境計画ファイナンスイニシアティブ）環境と経済の調和を目指した東京総会」の機会を活用して、わが国の金融業界における取組について情報発信していきます。このような取組により、金融業界の自主的な環境配慮行動を促進し、環境配慮型金融

市場の育成を図り、環境配慮型の金融ビジネスの積極的な展開を後押しするとともに、こうした金融界の取組を通じて、産業界における取組の促進にもつなげていきます

(2) エコプロダクツの市場形成、普及促進 エコプロダクツの開発促進（環境技術力の強化）

【基本的考え方】

自動車や太陽光発電については、これまでの環境対策の進展が国内での技術開発を促し、わが国の企業が世界でトップレベルの技術力を誇ることとなる一方、風力発電などの分野では他国に比して十分な施策の強化が図られず、例えばデンマークがいち早く国を挙げての開発・販売に取り組み、世界市場の4割のシェアを確保しています。また、地球温暖化対策や自動車排ガス対策の強化に向けた世界的な流れの中で、燃料電池については、世界の巨大企業が共同開発に取り組む一大プロジェクトになっています。わが国においては、平成22年に1兆円の市場が誕生することが見込まれ、年内には世界に先駆けて燃料電池自動車が市販されることが公表されました。

図6 太陽光発電パネル及び風力発電機の国内生産シェア

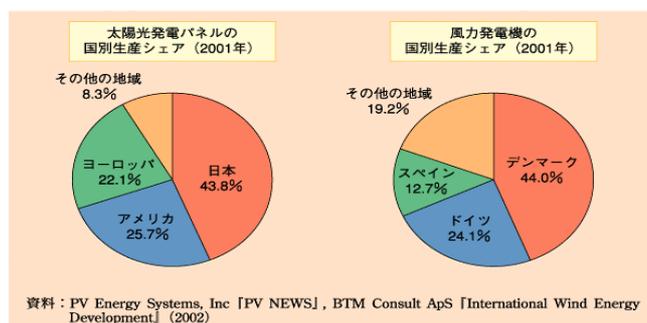
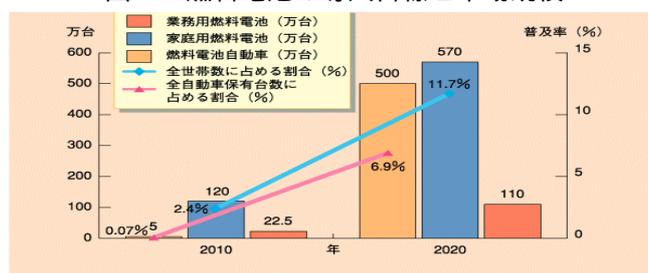


図7 燃料電池の導入目標と市場規模



	2010年	2020年
市場規模	1兆円	8兆円

(参考)	1995年
市場規模	農業 8.4兆円
	飲料 8.5兆円
	石油製品 7.5兆円
	鉄道輸送 6兆円
	旅館 7兆円

資料：経済産業省燃料電池実用化戦略研究会（平成13年）資料、平成7年（1995年）産業連関表等より環境省作成

市場のグローバル化が進む中、先行企業が開発した技術が世界で大きなシエ

アを獲得している事例が見られますが、環境問題が世界共通の課題となっていることから、今後規模の拡大が予想される環境対策に関連する市場においても、わが国の技術の優位性をさらに高めることが必要です。また、先進的なエコプロダクツを生み出す技術力の強化とともに、途上国が直面することになる公害防止、リサイクル等の環境保全技術の向上も必要です。このためには、技術開発の支援策、新技術の導入促進策等のインセンティブの付与が必要との強い指摘があり、環境技術の開発・普及の促進のために一層の施策展開を図らなければなりません。

このため、まず、環境技術の促進のための基盤整備を進め、民間における環境技術の積極的な開発促進を図ります。

【今後の施策展開】

既に実用段階にありながら環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、開発した企業等から公募し、第三者機関がその環境保全効果等について客観的な実証を行う事業の試行的な実施を目指します。

また、ナノテクノロジーを活用した環境技術として、携帯電話型環境モニタリング機器や有害物質等の健康・生態影響を迅速・正確に評価できる「環境チップ」などの開発プロジェクトの実現を目指します。

さらに、研究者個人、地方公共団体、大学、民間企業等が行うバイオマス循環利用技術システム等の有望な環境技術の開発を対象に、助成制度の拡充を図りその積極的な支援を行います。

この他、現在議論されている試験研究税制の見直しにおいて、環境研究・環境技術開発を含む試験研究費について税制優遇措置の拡充を目指します。

さらに、より環境に配慮したエコプロダクツの開発へ向けてさらなるインセンティブを持たせるため、平成15年度に、画期的なエコプロダクツの顕彰制度として、優秀なエコプロダクツの製造者である企業を表彰するエコプロダクツ大賞を設け、内外へ向け情報発信します。また、エコプロダクツについて格付けを行いその差別化を図る仕組み（例えば、低公害車格付け制度の創設など）を整備することを目指します。

エコプロダクツ市場の活性化（普及促進、市場開拓施策）

【基本的考え方】

通常の事業活動や日常生活による環境負荷を低減し、経済社会活動全体を環境にやさしいものへと変えていくためには、事業活動や日常生活において利用する製品・サービスをより環境にやさしいものへと変えていくことが重要です。このため、エコプロダクツの市場を充実させる必要があります。しかしながら、

エコプロダクツについては、供給側からは、需要サイド側の関心・取組が必ずしも高いとは言えず、せっかくエコプロダクツを市場に投入してもその購入はあまり進まず、必ずしも売り上げの増加につながらないとする意見がある一方、需要サイドである消費者等の側からは、エコプロダクツは積極的に導入したいものの必ずしも求めているエコプロダクツが市場に出回っていないとの指摘もなされています。したがって、エコプロダクツ市場においては、両サイドの取組のミスマッチを解消し、需要サイド・供給サイド双方の取組を一体的に進めることが必要です。

【今後の施策展開】

需要サイドへの様々な働きかけによりエコプロダクツの需要拡大を積極的に図り、供給サイドにおけるエコプロダクツの開発・販売へのインセンティブを高めるため、国等の機関によるグリーン購入対象品目について、提案募集を実施し、これを参考としつつ検討を進め、一層の拡大を図ります。特に、消費におけるサービスの占める重要性の拡大という大きな動きについても注目し、モノだけでなくグリーン物流等のサービス分野を国等の機関によるグリーン購入の対象品目へ追加することを検討します。また、国等の機関を中心とするグリーン購入の効果の分析、評価を行い、その結果を明らかにすることにより、更に効率的かつ効果的にエコプロダクツへの需要、供給の転換を図ることが必要です。

公的部門における地域に根ざした取組が期待される地方公共団体の役割も重要であり、グリーン購入に係る調達方針を策定していない地方公共団体に対しては、国や先進的な地方公共団体における取組、エコプロダクツに関する情報提供の拡充を図ることなどにより、その早期策定を支援します。

また、開発・販売されたエコプロダクツに関する様々な情報が需要サイドに浸透するよう、情報提供の一層の拡充・強化を図ることとし、エコプロダクツやエコプロダクツの情報源となる環境ラベルに係る情報データベースの充実を図ります。

さらに、エコプロダクツの普及促進に向けた一層のインセンティブ付与を図るため、自動車グリーン化税制その他の税制上の措置等の創設・拡充を目指します。

供給サイドと需要サイドとの間の双方向の対話を促進し、供給サイドの取組と需要サイドの取組が一体となった取組の促進を図るため、個別具体的なエコプロダクツの開発・普及に向け、メーカーとユーザーが一体となった具体的な情報・意見交換を進める場の整備を進めます。例えば、「環の国くらし会議分科会」を通じて検討・発信された情報を踏まえた「モノづくりと普及」を具体的に議論し、製品化や購入促進活動を実践する場として、「環のくらしプロダクツ開

発・普及フォーラム」を創設し、「環のくらしブランド」の製品情報の発信、定期的な雑誌の発行、シンポジウムの開催等を行うことを目指します。

(3) 地域資源を活用した環境ビジネスの振興

【基本的考え方】

環境ビジネスの普及振興は、地域の経済活性化という視点から見ても重要な役割を担っています。地域において、その経済の発展を図りながら資源循環を確立するためには、地域の個性を踏まえながら、住民、NPO、産業、研究者、行政等の多様な主体の協働により、多品種少量生産技術や静脈産業技術などを活用して、地域の産業構造を転換していくことが必要です。地域の産業構造を転換し、環境ビジネスを地域に密着した形で振興していくためには、国からのトップダウン的な施策ではなく、むしろ各地域に根ざした取組を国として支援していくというアプローチをとることが重要です。

【今後の施策展開】

農林水産省、環境省などは共同して「バイオマス・ニッポン総合戦略」を本年中に策定し、温暖化対策循環型経済社会に役立つバイオマスの利活用についての総合的ビジョンを提示することにしており、これに基づき地域の実情に応じた地域発のバイオマス利活用システムの構築を図ります。

地球温暖化対策推進法に基づく地域協議会を核とした温暖化対策モデル事業（バイオマス利用の新しいエネルギー供給・利用システム等推進など）として、畜産廃棄物のメタン発酵による公共施設への利用事業、生ごみのメタン発酵による公共施設等への利用事業、木質バイオマス利用促進事業等を設定し、地方公共団体に対する補助制度の拡充を図り、地域ぐるみの取組を推進する仕組みの構築を目指します。

また、温室効果ガス排出量の抑制に資するごみメタン回収施設の整備を促進するため、現行の集中型（1施設で1日処理量5t以上）に加えて、新たに、電力の消費地近くに設置することにより発電した電力の送電コストを削減できる分散型（複数の施設の合計で1日処理量5t以上）の施設についても補助対象への追加を図ります。

さらに、サービス部門の環境ビジネスとしては、自然指向の高まりにより、ニーズの拡大が期待される環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）について、従前の西表島における取組の成果を踏まえ、国立公園のモデル地域におけるその推進事業のあり方の検討を行い、地域資源の宝探し・ガイドラインの検討・人材育成等を通じてその普及を図るものとします。

これらを通じて、地域に根ざした個別具体の環境ビジネスプロジェクトについて、その推進を積極的に支援していきます。

(4) 海外への環境ビジネスの積極的な展開

【基本的考え方】

急速に人口増加と経済発展が進み、環境負荷の増大が懸念されるアジア地域においても、環境ビジネスの果たすべき役割は極めて重要であると言えます。かつて深刻な公害を経験し、克服してきた歴史を持つわが国としては、これまで培ってきた公害防止技術や公害防止の第一線で活躍してきた様々な人材を最大限活用し、アジア地域における環境保全の取組に貢献するとともに、当該地域でのわが国の企業による環境ビジネスの展開を積極的に推し進めなければなりません。

また、公害防止技術にとどまらず、わが国の先進的なエコプロダクツについても、アジア地域においてその普及が十分に進んでいるとは言えず、今後、積極的に日本発のエコプロダクツの普及を進め、アジア地域における持続可能な社会づくりというより幅広い観点からも、積極的にわが国の環境ビジネス産業を活用していくことが必要です。

【今後の施策展開】

平成 15 年度には、アジア地域を中心とした海外環境ビジネスの市場規模調査を行い、アジア諸国における環境ビジネスのニーズを探り、その結果を幅広く事業者提供するとともに、わが国の環境技術情報・エコプロダクツ情報に係るアジア地域を始めとする世界各地への情報発信を積極的に進めます。調査項目は、平成 14 年度に実施する国内の市場規模調査（「(1) 情報交換・整備 環境ビジネスに係る調査・研究の充実」を参照）に準拠するものとし、内外の市場規模等の比較についても詳細に検討します。

また、世界各地への情報発信の場を極力活用し、特に不足が指摘される英語での情報発信を拡充します。具体的には、平成 15 年度に予定されている日中韓環境産業円卓会議、エコアジア等の国際会議において、エコプロダクツ大賞受賞製品等の先進的な環境ビジネスの取組について詳細な情報提供を行うとともに、政府の取組としてわが国のグリーン購入法のスキームについてのノウハウの移転を図ります。

お わ り に

環境ビジネスを振興し、環境と経済の統合を図るためには、第2章で述べた施策の確実な実施はもちろんのこと、消費者である国民、サービスや製品の供給者である民間企業、専門性を有するNPO、地域における施策の推進主体である地方公共団体、そして政府が、互いの情報を提供しつつ協力関係を築いていくことが何よりも望まれます。

環境省としては、この報告書を受けて、環境ビジネスの振興に向けて積極的な施策展開を図ることとしておりますが、本年9月以降改めて本研究会を再開し、引き続き、環境産業の振興に向けた施策の在り方について検討を進め、今後とも一層の施策展開を目指していきます。